

## 令和8年第1回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和8年1月7日(水) 16時30分～

開催場所 羽曳野市役所 議会棟 第二委員会室

出席一覧表

地区名		役職	農業委員	出・欠	農地利用最適化 推進委員	出・欠	
東部地区	古市		松永 年實	○			
			麻 隆司	○			
			笹本 育司	○			
					松本 武博	○	
	西浦			塩田 勝則	○		
				高橋 寛	○		
				井口 優	○		
						辻本 弘吉	○
	駒ヶ谷	副会長		堀内 利弘	○		
				植野 純央	○		
			吉田 隆美	○			
					吉田 繁	○	
西部地区	埴生	副会長	高岡 直吉	○			
						尼丁 正寄	○
	高鷲	会長	奥野 晋也	○			
			松本 忠久	○			
	丹比		大谷 章	○			
			小池 良夫	○			
				大谷 憲央	○		

出席委員 (農業委員 14名) (推進委員 5名)

欠席委員 (農業委員 0名) (推進委員 0名)

農業委員会事務局 小池靖彦 葉山浩章 吉村直樹 渡辺正治

### 案 件

・報告 第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	4件
・報告 第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1件
・議案 第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
・議案 第2号	農用地利用集積等促進計画(案)の承認について	3件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

\_\_\_\_\_

委 員

\_\_\_\_\_

委 員

\_\_\_\_\_

【開会 16：30】

事務局	<p>みなさん新年あけましておめでとうございます。 旧年中は本市農業政策の推進に際し、多大なご協力を賜り、心より感謝申し上げます。 委員の皆様におかれましては、本年7月19日までとなっておりますが、健康等に十分ご留意いただきまして、引き続きよろしく願いいたします。 それではみなさんお揃いですので、ただ今より令和8年第1回農業委員会定例会を開催させていただきます。 まずはじめに、出席委員数につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立していることをご報告いたします。 それでは開会にあたりまして、奥野会長よりご挨拶をお願いします。</p>
奥野会長	<p>皆様、新年明けましておめでとうございます。 昨年度、当委員会にご指導、ご協力を下さいまして本当にありがとうございました。 当委員会も残すところ半年となりましたが、今後も同様によりよろしくお願い申し上げたいと思います。 昨年もしろいろと世間を騒がせたニュースもございましたけども、特に農業関係の米の価格の問題がクローズアップされました。米の減反政策が近年の温暖化現象に伴う米の不作により米の価格が急上昇したということで、テレビ等で毎日というほど報道されましたが、米が上がる前から他の食料品も何回も上がっており、主食の米が上がるのは当然かなと私は思っております。言い換えればお米が以前から安すぎたのかなと思います。 今後は国民の主食である米は、消費者、生産者も安定できる価格政策、財政の方も国の方が作ってもらいたいなど思っております。また受給率も上げてもらいたいなど思っております。 またこれからの季節も寒くなりますけども、皆様の本年が良い年になりますようにご祈念申し上げ新年の挨拶とさせていただきます。  それでは、事務局の方より概要説明の方よりよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、令和8年第1回農業委員会定例会の案件の概略を説明させていただきます。  まず、はじめに、報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 高鷲地区2件、古市地区1件、埴生地区1件、計4件です。  次に、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 丹比地区1件です。  次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 西浦地区1件、駒ヶ谷地区1件、計2件です。  次に、議案第2号 農用地利用集積等促進計画(案)の承認について</p>

事務局	<p>古市地区3件です。</p> <p>以上 本日ご審議いただきます案件については、報告案件が5件、議案案件が5件合計10件となります。</p> <p>それでは議長よろしく申し上げます。</p>
奥野議長	<p>本定例会は成立していますこと、さきほど事務局長から報告がありました。それでは、案件に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
奥野議長	<p>それでは、本日の議事録署名委員を松本忠久委員と松本武博委員にお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第4条第1項第7号の届出について、ご説明をさせていただきます。この届出は、市街化区域内の自分の農地を自分で使用するための転用届出となります。</p> <p>1件目です。 位置図①4条届出をご参照ください。 地区名は、高鷲地区です。 対象農地は、南恵我之荘八丁目231番2 地目は田 面積は 555 m<sup>2</sup> 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、住宅で、転用済みの案件となっております。 現地確認委員は、松本忠久委員です。</p> <p>2件目です。 位置図②4条届出をご参照ください。 地区名は、古市地区です。 対象農地は、軽里三丁目177番 地目は畑 面積は 320 m<sup>2</sup> 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、住宅で、転用済みの案件となっております。 現地確認委員は、麻委員です。</p> <p>3件目です。 位置図③4条届出をご参照ください。 地区名は、埴生地区です。 対象農地は、野々上五丁目210番11 地目は畑 面積は 72 m<sup>2</sup> 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、住宅で、転用済みの案件となっております。 現地確認委員は、高岡副会長です。</p> <p>4件目です。 位置図④4条届出をご参照ください。</p>

事務局	<p>地区名は、高鷲地区です。  対象農地は、島泉六丁目116番11 地目は田 面積は 36 m<sup>2</sup>  届出人は、議案書のとおりです。  転用目的は、共同住宅で、転用済みの案件となっております。  現地確認委員は、奥野会長です。  なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理について問題はありません。  現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたのでご報告いたします。</p> <p>説明は以上です。よろしくお願いいたします。</p>
奥野議長	<p>農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。  地区委員、他の委員承認よろしくお願いいたします。</p> <p>報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてご説明をさせていただきます。  この届出は、市街化区域内の農地の権利の移転を伴う転用届出です。</p> <p>位置図⑤5条届出をご参照ください。  地区名は、丹比地区です。  対象農地は、河原城908番 地目は田 面積は1,487m<sup>2</sup>  譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。  転用目的は、住宅用地です。  現地確認委員は、大谷章委員です。</p> <p>なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理について問題ございません。  現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたのでご報告いたします。</p> <p>説明は以上です。よろしくお願いいたします。</p>
奥野議長	<p>農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。  地区委員、他の委員承認よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請につきまして2件ご説明させていただきます。  本件は、農地の所有権移転を行うものです。</p>

事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請につきまして2件ご説明させていただきます。</p> <p>本件は、農地の所有権移転を行うものです。</p> <p>地図の⑥3条許可をご参照ください。</p> <p>地区名は、西浦地区です。</p> <p>申請地は、羽曳野市広瀬50番 地目は 田 面積は423㎡です。</p> <p>譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。</p> <p>現地は、広瀬地内にある調整区域内農地で、現在休耕地になっておりビニールシートを敷設するなど保全されています。</p> <p>農地所有者は、高齢で農地を耕作することが出来ず、担い手を探していたところ近隣農家の譲受人が今回購入することになり申請をされました。</p> <p>譲受人の方は、近隣で水稻や野菜等を作付けされており、農作業歴も長く、機材も揃えられております。</p> <p>年間の従事日数は300日間で、今回の農地の作物は水稻を計画されております。</p> <p>地元で長年農業をされており、支障無く農業を継続されていますので、今後も農地を計画に沿って耕作されるものと判断いたします。</p> <p>現地確認委員は塩田委員です。</p> <p>続けて2件目です。</p> <p>地図の⑦3条許可をご参照ください</p> <p>地区名は、駒ヶ谷地区</p> <p>申請地は、羽曳野市壺井158番 地目は田 面積は214㎡です。</p> <p>譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。</p> <p>現地は、石川右岸沿いにある壺井地内調整区域内農地で、現状は果樹や野菜が植えられており畑の形状となっております。</p> <p>農地の所有者は、耕作を継続されていましたが維持するのが年々困難となり、担い手を探していたところ近隣に住んでいる譲受人が以前から耕作を手伝っていたこともあり、所有されることがまとまったので、今回申請を行うことになったものです。</p> <p>譲受人の方は、近隣に住んでおり、通作にも近く、農地を所有されており、農作業歴も長く、機材も揃えられておられます。年間の従事日数は200日間で計画されており、今回の農地の作物は露地野菜等を計画されております。面積的にも、現地において計画に沿って耕作されるものと判断いたします。</p> <p>現地確認委員は吉田繁委員です。</p> <p>説明は以上です。以上2件についてご審議お願いいたします。</p>
奥野議長	1件目の西浦地区の農地法第3条の規定による許可申請についてについて、地元委員いかがですか。
地元委員	先月28日に現地確認してまいりました。水稻等を植える予定と聞いています。特に問題ないと思います。後継者もおられますので、ずっと作ってくれると思いますので、問題ないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。

奥野議長	異議がないようですので、1件目の西浦地区の農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり可決決定いたします。 2件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条の規定による許可申請についてについて、地元委員いかがですか。
地元委員	毎日、前を走ってるんですけど、現場を見た限りその辺荒らされていないので、きれいにされているので、問題はないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、2件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり可決決定いたします。  議案第2号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第2号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、3件ご説明させていただきます。  1件目です。 地図⑧利用権設定をご参照ください。 地区名は、古市地区です。 申請地は、古市1725番1 地目は田 面積は816㎡です。 権利の種類は、賃借権となっております。 利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者については、議案書のとおりとなっております。 契約期間は、令和8年3月1日から令和13年2月28日までの5年間となっております。 今回の申請地は、契約期間の満了により継続の更新を行うものです。 現地については、羽曳野市石川プラザ南側に位置します、市街化調整区域内農地です。現状は前回の計画どおり露地野菜を植えられており、借受人は今回の申請において露地野菜及びイチジクと水稻を計画されております。従事日数は年間300日間とされ、トラクター、田植え機等の機材も所有されております。 更新においては、既に双方合意されており、現時点まで効率的に利用し営農計画どおり従事されております。周辺農地へ支障もなく、従事されてきましたので、今後においても引き続き問題なく耕作されるものと判断いたします。  続いて2件目です。 地図⑧利用権設定をご参照ください 地区名は、古市地区 申請地は、古市1751番1 地目は田 面積は972㎡です。 権利の種類は、使用賃借権となっております。 利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者については、議案書のとおりとなっております。 契約期間は令和8年3月1日から令和9年4月30日までの1年2ヶ月となっております。

事務局	<p>今回の申請は、利用権設定の期間中に解約の申し出が起こり、新たに借り手が決まったため申請となりました。</p> <p>前回計画期間の残り期間までが今回の満了期日となりますので残り1年2ヶ月が今回の期間となります。</p> <p>まず所有者とみどり公社、農地中間管理機構が契約を結び、農地中間管理機構が農地を借りられる方と個別で契約となり、3者の契約を結ぶという体制になっております。</p> <p>今回は、期間中に元々3者で契約を組まれておったのですが、借受人が解約をしたいという申し出があったため、その分が空欄となりました。</p> <p>すぐに●●さんという方が借りたいということがありましたので、抜けている転借人の契約をこちらの公社と、●●さんという方で契約を組むための申請となっております。</p> <p>現地については、羽曳野市石川プラザから北東に位置しています、市街化調整区域内農地です。</p> <p>借受人は、農業の従事歴は50年を超えており、市外及び市内で農地を借受けして水稻や野菜を作付けされていた経験があり、今回の計画では従事日数が200日、露地野菜と水稻を計画されています。機材においては田植え機 トラクターを揃えておられます。計画通り耕作されるか注視していきたいと考えていますが、経歴と従事日数から計画通り耕作されるものと判断しております。</p> <p>続いて3件目です。</p> <p>地図⑧利用権設定をご参照ください</p> <p>地区名は、古市地区です。</p> <p>申請地は、古市1762番 地目は田 面積は1,629㎡</p> <p>権利の種類は、使用貸借権となります。</p> <p>利用権の設定をする者、利用権の設定を行う者、利用権の設定を受ける者につきましては、議案書のとおりとなっております。</p> <p>契約期間は令和8年3月1日～令和23年2月28日の15年間となっております。</p> <p>申請地は、羽曳野市石川プラザ北東にある地市街化調整区域内農地となっております。</p> <p>同地については利用権設定を近日までされていましたが、期間満了を迎え継続案件となりませんでした。そのため、新規案件となっております。</p> <p>借り手は近隣で農地を借りてイチジクを植えており、従事している年数は2年を超えるものです。</p> <p>機材については、揃えており従事日数は280日間を計画されております。他の借受地での営農においても良好なため、申請地においても計画に沿った営農計画に従事をされると判断しております。</p> <p>現地確認委員は3件とも麻委員です。</p> <p>説明3件、以上となります。ご審議の程よろしく願います。</p>
奥野議長	1件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか
地元委員	この件につきまして、1月3日現地確認をさせていただいております。説明がありましたように露地野菜、白菜等が植え付けられておまして良好な管理をされている状況でございます。

	実績もあるということを経務局の方から聞きましたので問題ないかと思ひます。この件について承認すべきと申し上げさせていただきます。以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。1件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	2件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか
地元委員	この件も同じく1月3日に現地調査をさせていただいております。現地につきましては作付はございませんが、しっかりと耕運されているということ、実績のある方と事務局の方から伺っておりますので、引続き良好に管理していただけないということでも前の方から変わっておりますが、引続きやっていたらという確証を話として聞きましたので、問題ないかということでも意見させていただくということです。以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。2件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	3件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか
地元委員	この件も同じく1月3日に現地調査をさせていただきました。現地につきましては、一部耕運はされているということと、一部雑草が生えているということでも少し疑義がありましたので事務局と相談をさせていただきました。実際に作られる方、すごく実績のある方で、結構有名で、色々多方面で作っておられるということで、四分の一ぐらい雑草があるということで、それだけが気になって連絡はしたんですけども、問題なく作っていただけない方だということでも、期間も長い期間使用していただけないということでも、将来のことも考えて承認すべきだということでも判断しましたので事務局の方にはその旨伝えております。以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。3件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に

	承認の旨を回答いたします。
奥野議長	これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 16：55】